

鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョン



令和4年3月

鹿沼市

目 次

第1章 総則		
第1節	策定の趣旨	1
第2節	ビジョンの位置付け	2
第3節	鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会での検討	2
第4節	計画の見直し等	2
第2章 消防団を取り巻く状況		
第1節	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（概要）	3
第2節	消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告（概要）	4
第3節	鹿沼市の現況と推移	5
第4節	鹿沼市の自然条件等	7
第3章 消防団の現状と課題		
第1節	消防団の現状	9
第2節	消防団の課題	15
第4章 消防団の目指すべき将来像		
第1節	消防団に期待される役割	18
第2節	消防団の目指すべき将来像	19
第5章 消防団地域防災力強化に向けた施策		
第1節	消防団組織体制の適正化	20
第2節	消防団員の処遇改善	22
第3節	消防団に対する理解の促進	23
第4節	消防団員の加入促進	24
第5節	女性消防団員の活躍推進	26
第6節	平時の消防団活動のあり方と負担軽減	27
第7節	消防団員の安全確保対策	28
第8節	地域コミュニティとの連携	29
第9節	その他の施策	30
資 料		
	鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会設置要綱	32
	検討経過	34

第1章 総則

第1節 策定の趣旨

近年の災害は多発化・激甚化しており、本市においても、平成27年関東・東北豪雨（台風18号）や、令和元年東日本台風（台風19号）の豪雨災害により、甚大な被害を受けている。

また、首都の中核機能に大きな影響をもたらし、関東圏内に深刻な被害が想定されている「首都直下地震」についても、いつ起きてもおかしくない状況にある。

一方で、地域防災の要である消防団員の現状は、少子高齢化の進展や被用者の増加、あらゆる災害に対応するための消防団活動の多様化など、消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。

私たちは、最悪の事態を想定し対策を推進するため、「新たなステージに対応した地域防災」を構築する必要がある。

市民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって、市民の安全確保を資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力強化の基本的な方針を策定する。

令和元年東日本台風による被害



柳橋上流決壊箇所（口栗野）



鬼平橋付近土砂崩れ（中粕尾）

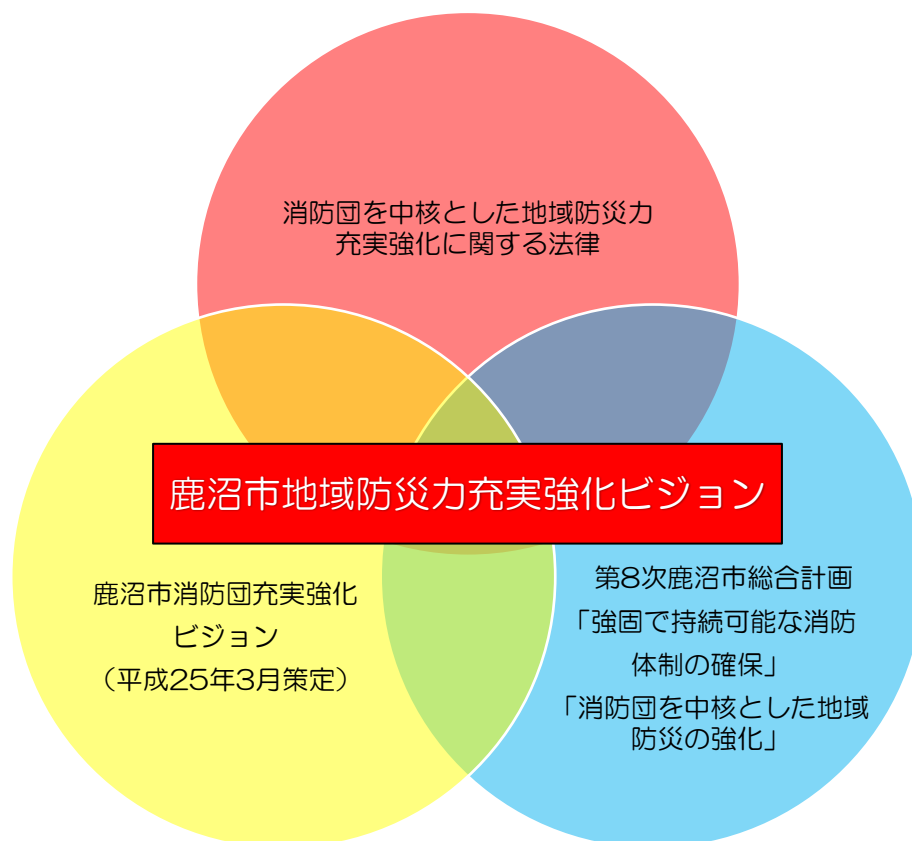


栗野コミセン駐車場洗掘（口栗野）

第2節 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的及び理念を反映、また、鹿沼市消防団充実強化ビジョンを継承し、第8次鹿沼市総合計画において「強固で持続可能な消防体制の確保」の施策による「消防団を中核とした地域防災の強化」の事業展開を推進していくものである。

ビジョンの期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とする。



第3節 鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会での検討

消防団員の定数、組織再編計画（第2期）、消防団員の報酬等に関する事など、消防団の運営における諸課題の適正化等について検討し、基本方針を策定するための検討機関「鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会」において、消防団を中核とした地域防災力強化の基本的な方針を検討する。

第4節 計画の見直し等

本計画は、人口及び社会情勢等の各種データを分析したうえで、策定していることから概ね5年ごとに当該データを検証し、必要に応じて修正等を行うものとする。

なお、社会情勢等の変化などから、見直しが必要となった場合には、計画を適切に見直すこととする。

第2章 消防団を取り巻く状況

第1節 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（概要）

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」平成 25 年 12 月制定

（1）目的・基本理念等

- ア 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施
- イ 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務
- ウ 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務
- エ 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務
- オ 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務

（2）基本的施策

○消防団の強化

- ア 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定
- イ 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例
 - ・事業者・大学等の協力
- ウ 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設

○地域における防災体制の強化

- ア 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等
- イ 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置
- ウ 自主防災組織等に対する援助
- エ 学校教育・社会教育における防災学習の振興

第2節 消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告（概要）

（1）消防団員の処遇改善

ア 消防庁において「報酬等の基準」を策定

- ・年額報酬：団員 36,500 円を基準とする
- ・出勤報酬：1 日あたり 8,000 円程度とする

：費用弁償から法的性格を踏まえ、出勤に応じた報酬制度を創設する

- ・報酬等の支払い方法を直接支給とする

（2）消防団に対する理解の促進

ア 消防団活動に対する社会的な認識、理解

イ 消防団員の加入促進広報

ウ 消防団全体のイメージアップ

（3）幅広い住民の入団促進

ア 被用者の入団促進

イ 女性の入団促進

ウ 学生の入団促進

エ 将来の担い手育成

オ 新たな社会環境に対応する団運営

（4）平時の消防団活動のあり方

ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

イ 消防操法本来の意義の徹底

ウ 消防操法大会のあり方

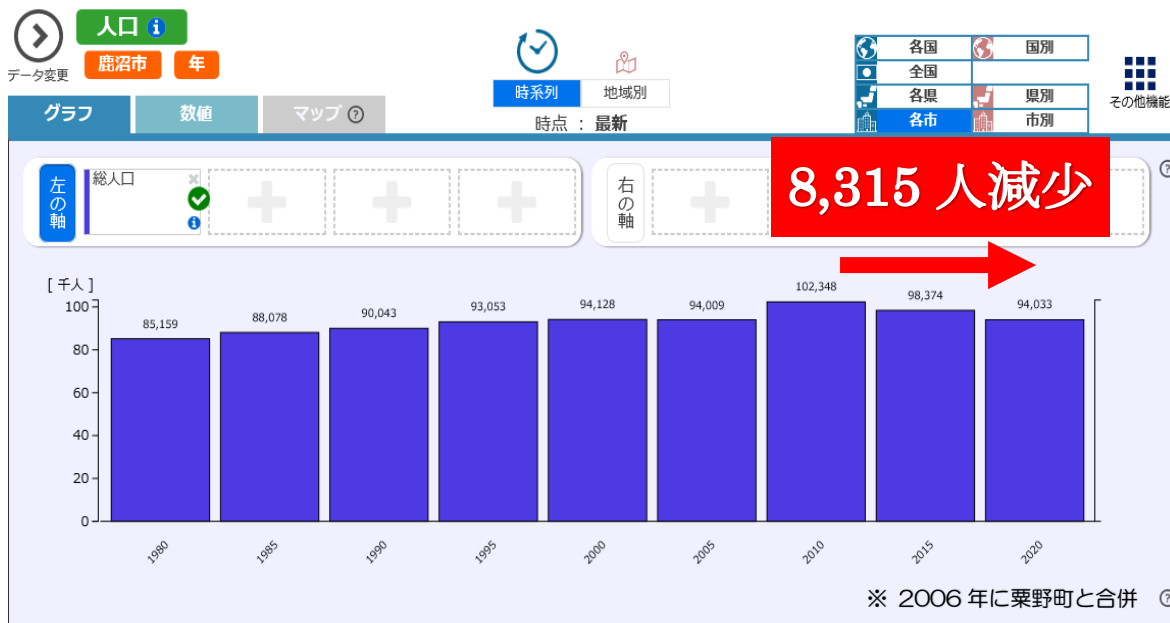
（5）装備等の充実



第3節 鹿沼市の現況と推移

(1) 人口・年齢層等の現状と推移

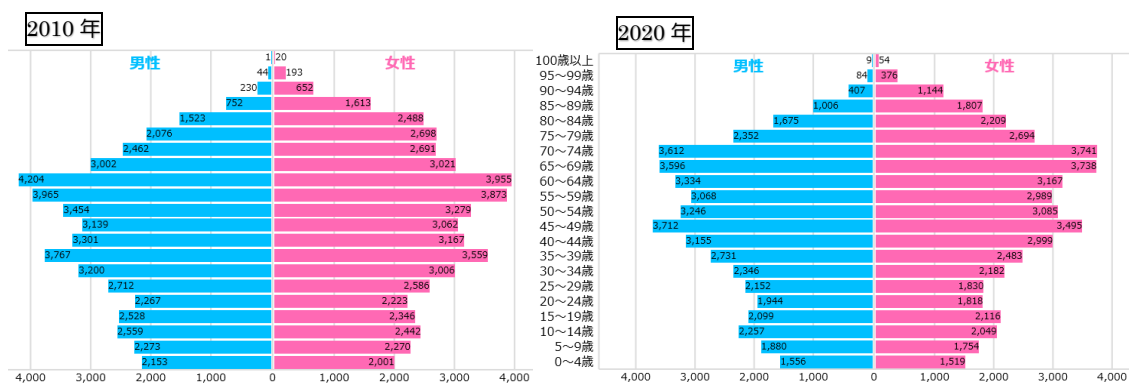
鹿沼市の人口をみると2010年の102,348人から10年後の2020年には94,033人と、8,315人減少している。



総務省統計局統計ダッシュボード (人口グラフ)

年齢層については、右表のとおり64歳以下の年齢層が減少し、65歳以上が増加している。

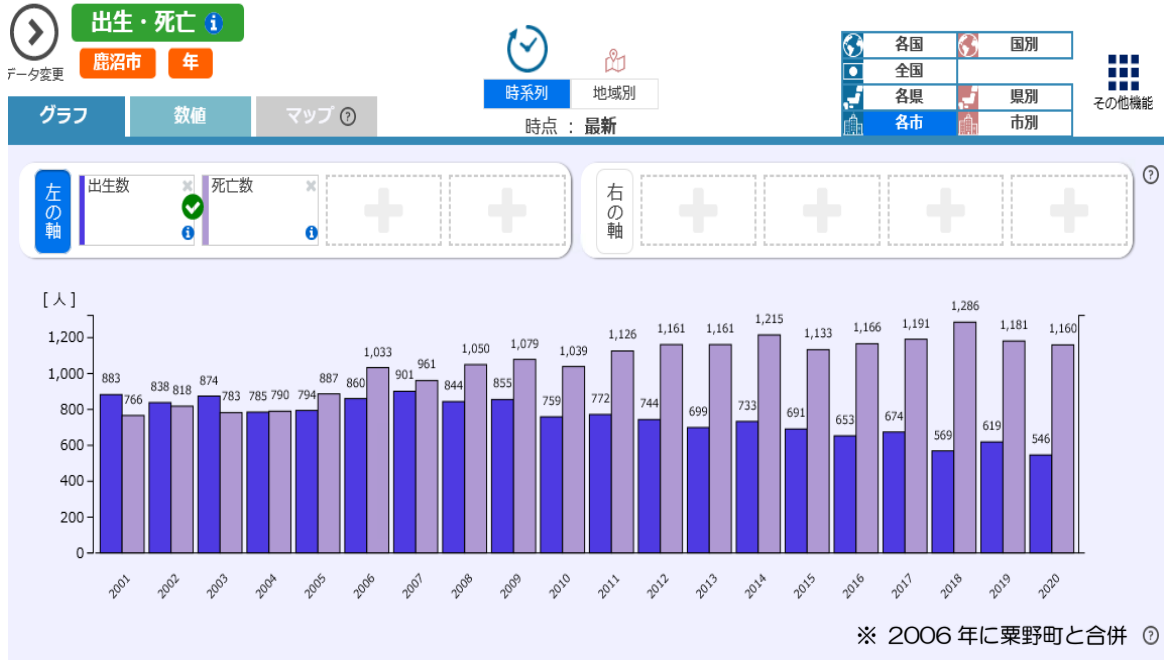
	2010年	2020年
0-14歳	13.6%	11.8%
15-64歳	63.1%	57.7%
65歳以上	23.3%	30.5%



総務省統計局統計ダッシュボード (人口ピラミッド)

(2) 出生・死亡者数

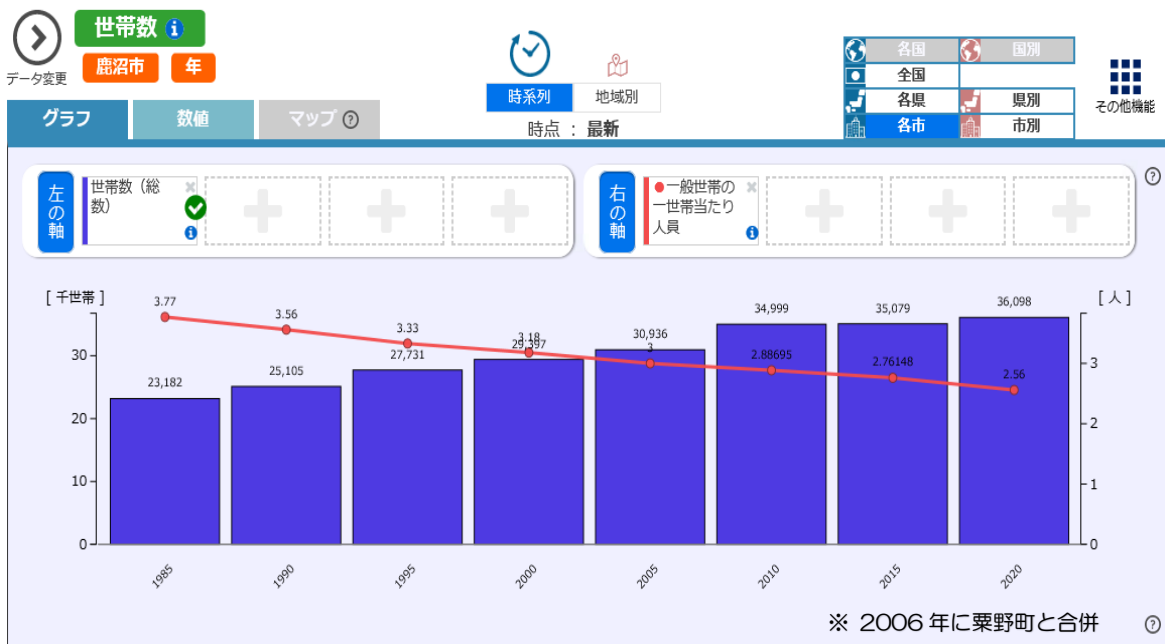
2004 年から出生数を死亡数が上回り続け、死亡数の比率も 2010 年は 57.79%だったが、2020 年には 68.0%と約 10%上がっている。



総務省統計局統計ダッシュボード（出生・死亡グラフ）

(3) 世帯数

世帯数は増加しているものの、一世帯当たりの人員が減少している。



総務省統計局統計ダッシュボード（世帯数・一般世帯の一世帯当たり人員）

第4節 鹿沼市の自然条件等

(1) 鹿沼市の地形

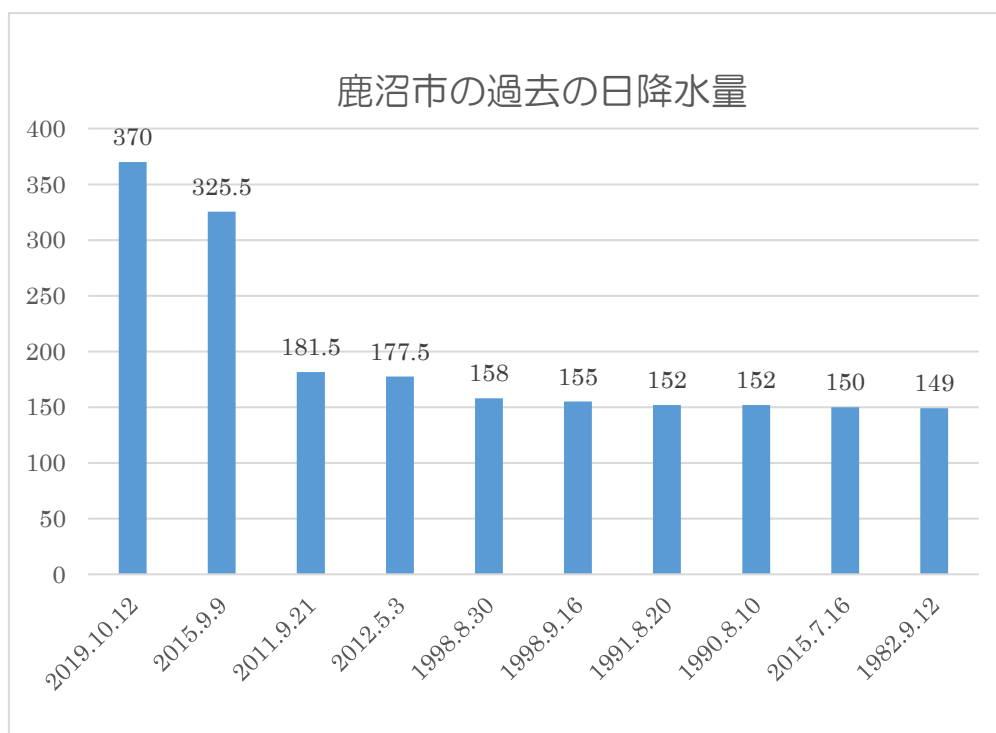
鹿沼市は、栃木県の県央西部に位置し、西部の山地を源として、大芦川、荒井川、粟野川、思川、永野川が北西から南東に流下し、日光市からは黒川や行川が南流している。地形は、山地及びこれらの河川により形成された段丘や、はん濫平野・谷底平野が大部分を占めている。

(2) 鹿沼市の気象状況

近年、日降水量(当日の0時00分～24時00分の降水量)が増加傾向にあり、1998年8月に発生した那須水害の日降水量から2015年9月の関東・東北豪雨、2019年10月の令和元年東日本台風の日降水量を比較すると明らかである。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
年月日	2019.10.12	2015.9.9	2011.9.21	2012.5.3	1998.8.30	1998.9.16	1991.8.20	1990.8.10	2015.7.16	1982.9.12
日降水量	370	325.5	181.5	177.5	158	155	152	152	150	149

気象庁 HP (観測史上 1～10 位の値 (年間を通じての値))



①2019.10.12 令和元年台風第 19 号 (令和元年東日本台風)、②2015.9.9 平成 27 年台風第 18 号 (関東・東北豪雨)、③2011.9.21 平成 23 年台風第 15 号、④2012.5.3 集中豪雨、⑤1998.8.30 平成 10 年台風第 4 号 (北関東・南東北豪雨 (那須水害))、⑥1998.9.16 平成 10 年台風第 5 号、⑦1991.8.20 平成 3 年台風第 12 号、⑧1990.8.10 平成 2 年台風第 11 号、⑨2015.7.16 平成 27 年台風第 11 号、⑩1982.9.12 台風第 18 号

(3) 鹿沼市のハザード

ア 土砂災害

鹿沼市では、土砂災害警戒区域が1,177箇所、土砂災害特別警戒区域が1,103箇所指定（令和4年1月28日時点）されており、県内では1番多い箇所数が指定されている。

※（ ）内は特別警戒区域数

※県HP（土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定図）



イ 水害

令和3年度重要水防箇所は37箇所指定されており、前年度の44箇所からは7箇所減少したが、令和元年東日本台風の爪痕が未だに多く残っている。

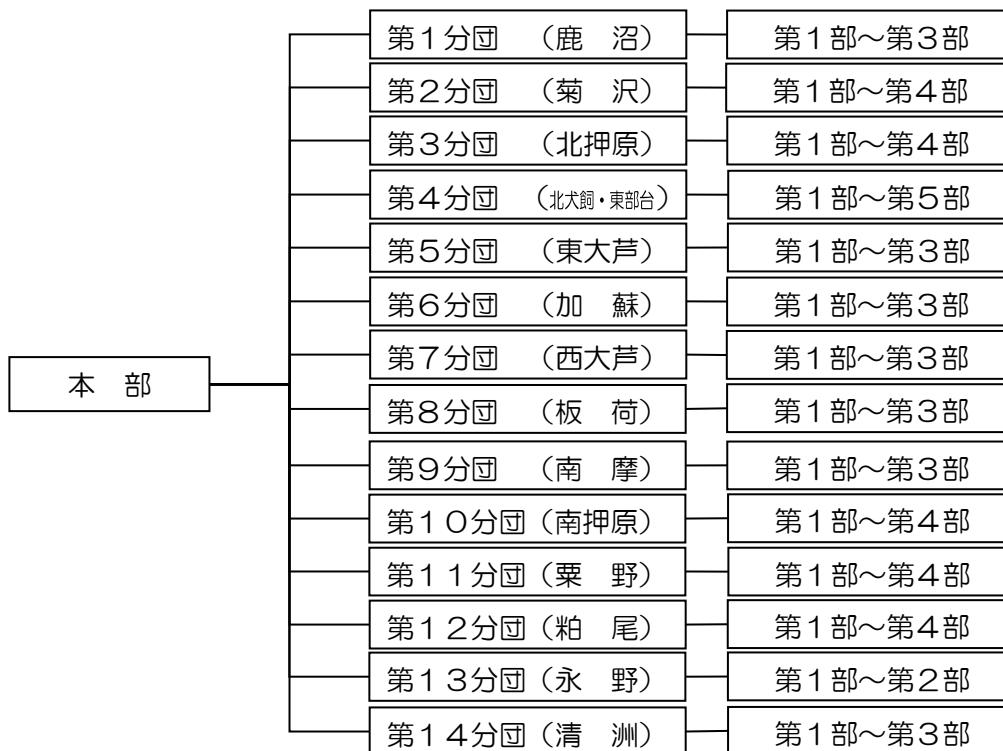


第3章 消防団の現状と課題

第1節 消防団の現状

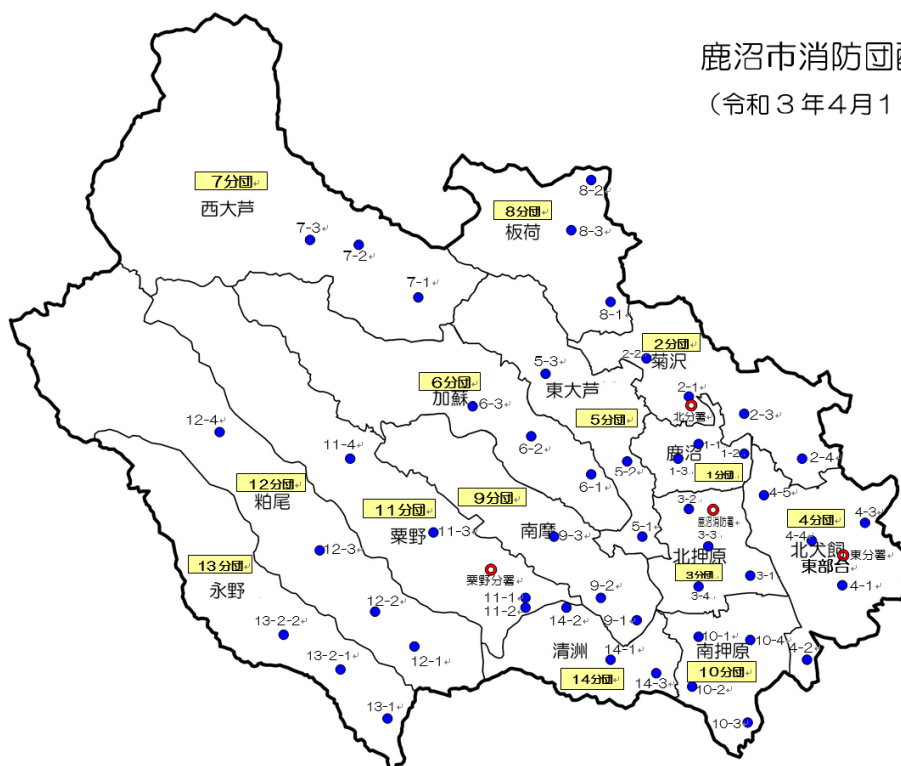
(1) 組織と配置

本市消防団は、本部と市内14地区をそれぞれ管轄する14の分団により組織され、各分団には2～5の部があり、部単位で消防団活動に従事している。



鹿沼市消防団配置図

(令和3年4月1日現在)



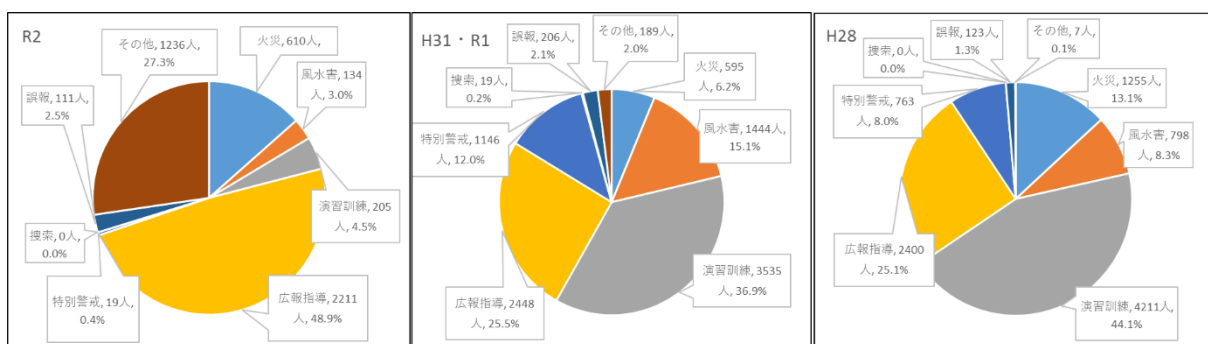
(2) 分団別の団員数・管轄人口・世帯数等

(令和3年4月1日現在)

区分	管轄地区	定数	実員数	充足率	平均年齢	管轄人口等		実員1人当たり	
						人口	世帯数	人口	世帯数
本部		26	25		46歳				
第1分団	鹿沼	54	33	61%	44.3歳	22,703	9,377	687.97	284.15
第2分団	菊沢	67	66	99%	36.3歳	13,619	5,002	206.35	75.79
第3分団	北押原	67	67	100%	34.2歳	10,995	4,124	164.10	61.55
第4分団	北犬飼 ・東部台	75	75	100%	38.5歳	26,012	10,552	346.83	140.69
第5分団	東大芦	56	55	98%	35.9歳	2,915	1,059	53.00	19.25
第6分団	加蘇	48	43	90%	42歳	1,696	646	39.44	15.02
第7分団	西大芦	48	48	100%	41.2歳	691	297	14.40	6.19
第8分団	板荷	54	51	94%	38.5歳	1,530	617	30.00	12.10
第9分団	南摩	48	45	94%	37.9歳	2,820	1,013	62.67	22.51
第10分団	南押原	56	56	100%	37.2歳	3,910	1,447	69.82	25.84
第11分団	栗野	66	61	92%	42歳	2,767	1,056	45.36	17.31
第12分団	粕尾	64	57	89%	39.1歳	1,236	491	21.68	8.61
第13分団	永野	52	49	94%	39.1歳	1,064	392	21.71	8.00
第14分団	清洲	54	54	100%	40.6歳	2,469	924	45.72	17.11
全分団	全地域	835	785	94%	38.9歳	94,427	36,997	120.29	47.13

(3) 出勤状況 (各年度)

区分		火災	風水害	演習訓練	広報指導	特別警戒	捜索	誤報	その他	計	団員1人当たり
R2	回数	29	8	33	23	2	0	11	15	121	
	人員	610	134	205	2211	19	0	111	1236	4526	5.77
H31・R1	回数	30	10	25	24	25	1	30	12	157	
	人員	595	1444	3535	2448	1146	19	206	189	9582	12.04
H30	回数	41	4	31	18	24	4	25	12	159	
	人員	1136	242	4446	2166	1197	116	163	116	9582	11.98
H29	回数	40	3	31	18	24	6	22	11	155	
	人員	1277	336	3831	2635	1019	208	184	103	9593	11.73
H28	回数	42	7	33	15	21	0	14	5	137	
	人員	1255	798	4211	2400	763	0	123	7	9557	11.61



(4) 消防団車庫及び車両の配備状況

(令和3年4月1日現在)

分団	部班	車両種別	経過年数	車庫形状	経過年数	詰所
本部	—	—	—	—	—	—
第1分団	第1部	ポンプ車	15年	鉄骨造一部木造2階建	26年	○
	第2部	ポンプ車	3年	鉄骨造一部木造2階建	8年	○
	第3部	ポンプ車	13年	鉄骨造一部木造2階建	13年	○
第2分団	第1部	積載車 (固定配管)	2年	鉄骨造一部木造2階建	23年	○
	第2部	積載車	6年	ブロック造	45年	
	第3部	ポンプ車	8年	鉄骨造一部木造2階建	10年	○
	第4部	ポンプ車	24年	鉄骨造一部木造2階建	24年	○

分団	部班	車両種別	経過 年数	車庫形状	経過 年数	詰 所
第3分団	第1部	積載車	15年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○
	第2部	ポンプ車	5年	軽量鉄骨造平屋建て	7年	○
	第3部	ポンプ車	13年	鉄骨造一部木造2階建	28年	○
	第4部	積載車	23年	ブロック造	42年	
第4分団	第1部	ポンプ車	21年	ブロック造	18年	○
	第2部	積載車	24年	ブロック造	39年	○
	第3部	ポンプ車	8年	鉄骨造一部木造2階建	30年	○
	第4部	積載車	2年	ブロック造	41年	○
	第5部	ポンプ車	1年	鉄骨造一部木造2階建	25年	○
第5分団	第1部	ポンプ車	21年	ブロック造	42年	
	第2部	ポンプ車	14年	鉄骨造一部木造2階建	23年	○
	第3部	積載車	22年	軽量鉄骨造平屋建て	3年	○
第6分団	第1部	ポンプ車	24年	鉄骨造一部木造2階建	15年	○
	第2部	搬送車	7年	プレハブ造平屋建て	22年	
	第3部	ポンプ車	23年	鉄骨造一部木造2階建	27年	○
第7分団	第1部	積載車	20年	ブロック造	35年	
	第2部	ポンプ車	7年	鉄骨造一部木造2階建	20年	○
	第3部	搬送車	22年	ブロック造	35年	
第8分団	第1部	積載車	13年	鉄骨造一部木造2階建	22年	○
	第2部	搬送車	4年	ブロック造	41年	
	第3部	ポンプ車	23年	軽量鉄骨造平屋建て	1年	○
第9分団	第1部	ポンプ車	14年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○
	第2部	ポンプ車	25年	鉄骨造一部木造2階建	29年	○
	第3部	ポンプ車	13年	鉄骨造一部木造2階建	13年	○
第10分団	第1部	ポンプ車	9年	鉄骨造一部木造2階建	11年	○
	第2部	積載車	6年	鉄骨造一部木造2階建	14年	○
	第3部	積載車	7年	鉄骨造一部木造2階建	20年	○
	第4部	積載車	4年	ブロック造	44年	
第11分団	第1部	ポンプ車	13年	鉄骨造一部木造2階建	37年	○
	第2部	ポンプ車	14年			
	第3部	積載車	3年	木造平屋建て	34年	○
	第4部	積載車	23年	鉄骨造一部木造2階建	21年	○

分団	部班	車両種別	経過 年数	車庫形状	経過 年数	詰 所
第12分団	第1部	ポンプ車	25年	鉄骨造一部木造2階建	26年	○
	第2部	ポンプ車	6年	木造平屋建て	28年	○
	第3部	搬送車	1年	鉄骨造一部木造2階建	14年	○
	第4部	積載車	4年	木造平屋建て	50年	○
第13分団	第1部	積載車	24年	鉄骨造一部木造2階建	24年	○
	第2部第1班	ポンプ車	21年	鉄骨造一部木造2階建	22年	○
	第2部第2班	積載車	23年	鉄骨造一部木造2階建	25年	○
第14分団	第1部	ポンプ車	22年	鉄骨造一部木造2階建	12年	○
	第2部	ポンプ車	14年	鉄骨造一部木造2階建	23年	○
	第3部	ポンプ車	17年	鉄骨造一部木造2階建	21年	○

※ 車両種別欄は、「ポンプ車」は消防ポンプ車、「積載車」は小型動力ポンプ積載車、「搬送車」は小型動力ポンプ搬送車をいう。詰所欄の「○」は詰所付き消防団車庫、空欄は詰所の無い消防団車庫をいう。

(5) 通年の主な事業

月	事業名
4	消防団ポンプ取扱研修会、消防団辞令交付式、初任教育
6	土砂災害防災訓練、消防団幹部視察研修、消防団幹部教育
8	夏期消防訓練、ポンプ操法競技会
10~11	分団通常点検
11	秋の全国火災予防運動
12	消防団 PR フェスタ
1	消防出初式、文化財防火デー消防訓練
2	林野火災中継送水訓練
3	春の全国火災予防運動

(6) 報酬及び手当

(令和3年4月1日現在)

区分	報酬	機関員報酬(年額)	警鐘員報酬(年額)	出動手当
団長	213,000円	/	/	出動手当 1回 2,000円 訓練手当 1回 2,000円 警戒手当 1回 2,000円 夜警手当 1回 2,000円
副団長	150,000円			
分団長	105,000円			
副分団長	77,000円			
部長	63,000円	自動車 11,000円 小型搬送車 5,400円 ※車1台につき2名	2,200円	
班長	50,000円			
団員	46,000円			
支援団員	5,000円			

(7) 福利厚生

ア 消防団員等公務災害補償等共済制度

消防団員が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が被災した消防団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、被災した団員の社会復帰の促進、遺族の救援等を図るために必要な福祉事業を行う制度。

イ 自動車等損害見舞金支給事業

消防団の災害活動において、消防団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付して経済的負担を軽減することにより、消防団員の活動環境の整備等を図る事業。

ウ 消防団員福祉共済制度

消防団員の福利厚生のための相互扶助による共済制度で、日常生活上の疾病や事故による給付のほか、特に公務上での死亡や重度障害に手厚い給付が受けられる制度。

エ 退職報償金制度

退職した消防団員の多年の苦勞に報いるための功勞金としての性格を持つ金銭給付であり、当該団員の階級と勤続年数に応じて条例で規定する退職報償金を支給する制度。

オ 消防団互助会

消防団員で組織された互助会であり、会員相互の親睦融和を図り、本市消防団の円滑なる発展を目的に、弔慰金や傷病見舞金、研修補助金などの給付事業等を行っている。

第2節 消防団の課題

(1) 消防団員のなり手不足及び高齢化

令和3年4月時点の消防団員数は、4年前の平成29年4月から38名減少し、785名となっている。消防団員の定数からみると充足率は94%となり、これも平成29年4月の98.6%と比べると4.6%減少している。

また、過去4年間、1度も前年の実員数を上回ることなく減少していることから、なり手不足が深刻な課題となっている。

令和2年度に実施した「消防団員の定数及び入団促進の在り方に関するアンケート」を分析したところ、入団すると辞められず、いつ退団できるか分からない状況が、入団勧誘の障害となり入団員数減少の大きな要因となっていることが判明した。

(令和3年4月1日現在)

分団	本部	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計	定数	充足率
R3	25	33	66	67	75	55	43	48	51	45	56	61	57	49	54	785	835	94.0%
R2	27	37	66	68	76	56	43	48	52	46	56	62	57	49	53	796	835	95.3%
H31・R1	26	41	66	67	76	56	44	48	53	47	56	62	58	47	53	800	835	95.8%
H30	30	44	66	68	78	54	45	49	52	46	56	63	62	51	54	818	835	98.0%
H29	26	49	67	67	77	55	45	49	53	47	56	63	63	52	54	823	835	98.6%

年齢別団員数を比較すると、20代後半～30代半ばの人数が減少しており、4年前から若年層の入団が少なくなっていることが分かる。そのため、退団することができない年代として、40代～50代半ばの人数割合が増加傾向にあり、結果として平均年齢が4年間上がり続け、高齢化が進んでいる状況にある。

(令和3年4月1日現在)

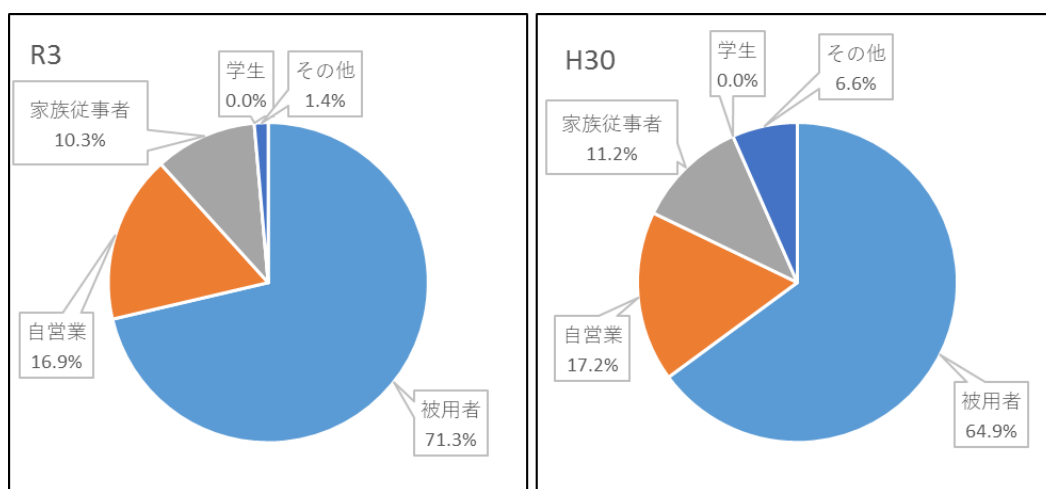
年齢区分	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～45	45～49	50～54	55～59	60～	平均年齢
R3	3	19	72	141	207	170	86	49	25	13	38.96
	0.4%	2.4%	9.2%	18.0%	26.4%	21.7%	11.0%	6.2%	3.2%	1.66%	
R2	2	21	84	167	205	154	77	45	30	11	38.33
	0.3%	2.6%	10.5%	20.9%	25.6%	19.3%	9.6%	5.6%	3.8%	1.38%	
H31・R1	0	25	96	173	198	153	72	42	28	13	37.96
	0.0%	3.0%	11.7%	21.0%	24.1%	18.6%	8.7%	5.1%	3.4%	1.63%	
H30	0	28	103	196	188	155	65	44	23	16	37.63
	0.0%	3.4%	12.6%	24.0%	23.0%	18.9%	7.9%	5.4%	2.8%	1.96%	
H29	0	20	94	199	206	144	83	41	20	17	37.25
	0.0%	2.4%	11.4%	24.2%	25.0%	17.5%	10.1%	5.0%	2.4%	2.07%	

(2) 被用者（サラリーマン）団員の増加

職業構成及び就業形態別をみると、被用者団員は年々増加傾向にあり、平成 30 年度から比較すると 6.4%増加し、全団員に占める割合は 70%を超え、すべての分団で、平日の日中における災害対応が課題となっている。

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分	実員 合計	職業構成					就業形態				
		公務（地 方公務 員）	公務（特 殊法人等 公務員に 準ずる職 員）	公務（国 家公務 員）	日本郵政 グループ 職員	その他	被用者	自営業	家族従 事者	学生	その他
R3	785	51	36	2	3	693	560	133	81	0	11
		6.5%	4.6%	0.3%	0.4%	88.3%	71.3%	16.9%	10.3%	0.0%	1.4%
R2	796	52	33	2	4	705	550	137	86	1	22
		6.5%	4.1%	0.3%	0.5%	88.6%	69.1%	17.2%	10.8%	0.1%	2.8%
H31 ・R1	800	49	34	2	4	711	522	138	89	0	51
		6.1%	4.3%	0.3%	0.5%	88.9%	65.3%	17.3%	11.1%	0.0%	6.4%
H30	818	50	32	2	4	730	531	141	92	0	54
		6.1%	3.9%	0.2%	0.5%	89.2%	64.9%	17.2%	11.2%	0.0%	6.6%



(3) 多様化に対する更なる安全確保対策等の強化

近年の災害は、多発化・激甚化する傾向が多くみられ、現に本市では、平成 27 年の関東・東北豪雨や、令和元年の令和元年東日本台風と、激甚的な災害が 4 年間で 2 度も発生している。それらに伴い消防団に求められる役割も自ずと多様化してきている状況にある。

多発化・激甚化する災害に適切に対応するため、更なる安全対策などの活動環境の強化と、人的体制の整備、女性消防団員や学生消防団員等も含めた多様な人材を確保することが課題となっている。

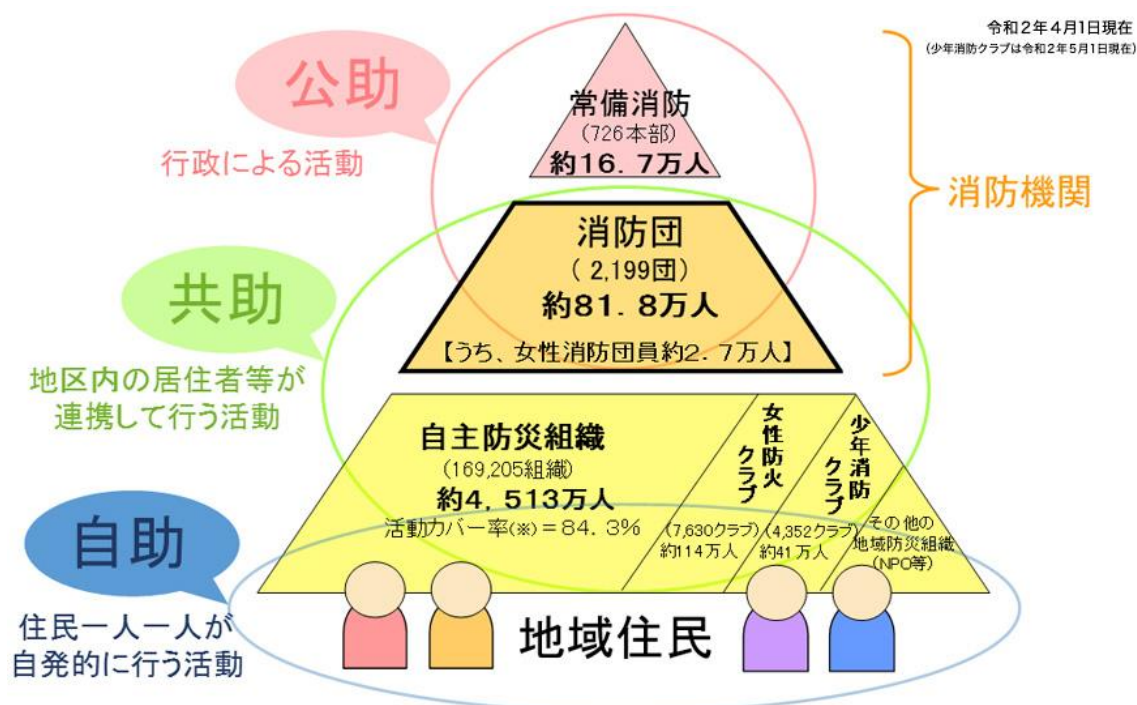
(4) 消防団員の負担軽減

消防団員には、多発化・激甚化する災害に対応するための必要な知識や技術の習得は不可欠であり、各種教育訓練等を計画的に実施している。さらに、円滑な消防団運営を図るため、消防団施設の維持管理や、地域事業への参加協力等の様々な活動を行っており、仕事や家事、育児、介護、地域事業等で多忙な消防団員にとっては、これらの活動が負担となっている。

また、消防団員の確保が厳しい状況であり、勤続年数が長期化する傾向となっていること、被用者団員の増加や雇用形態が多様化することなど、消防団活動による本業への悪影響が懸念されており、消防団員の負担軽減が課題となっている。

(5) 地域コミュニティとの連携

消防団が常備消防、警察、県市町村の防災部局、自治会・自主防災会や婦人防火クラブなど、地域の防災を担う様々な関係機関と、教育・研修・訓練・点検などの様々な場面を含め連携し、各機関が適切に役割分担しながら防災に取り組み、地域の総合防災力を充実強化していくことが課題であり、その中核的な役割を消防団が果たすことが重要である。



(総務省消防庁 HP から引用)

第4章 消防団の目指すべき将来像

第1節 消防団に期待される役割

(1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防団は①地域密着性（消防団員は区域内に居住していることから、地域の人々や事情に通じていること）、②要員動員力（多数の消防団員の動員が可能なこと）、③即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術、知識を習得していること）という3つの特性を有する地域防災の要であり、常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在であるため、災害が発生した場合に、市民、自治会・自主防災会などの様々な防災関係機関が相互に連携協力を行えるよう、平時から消防団が中核的役割を果たし、地域防災力の充実強化を図ることが求められている。



(総務省消防庁 HP から引用)

(2) 地域コミュニティの中核

少子高齢化の進展や都市部への若者の流出、地域コミュニティに対する住民意識の希薄化等によって、地域の課題は多様化・深刻化する傾向にある。消防団員は、地域コミュニティの事業に積極的に関わりながら、地域づくりの担い手として、地域が抱える課題の解決や地域の活性化等にご貢献することが期待されている。



地域の防災イベントに協力



地域の土のうづくりに協力

第2節 消防団の目指すべき将来像

本市の豊かな自然と人情味あふれる人々を背景として、本市消防団は地域コミュニティと密接に連携しながら、安全安心な地域づくりのために、積極的な活動に取り組んでいくものとし、消防団の目指すべき将来像を次のとおりとします。

鹿沼市消防団の目指すべき将来像

「地域の笑顔を未来につなぐ 鹿沼市消防団」



第5章 消防団地域防災力強化に向けた施策

第1節 消防団組織体制の適正化

(1) 消防団員定数の適正化

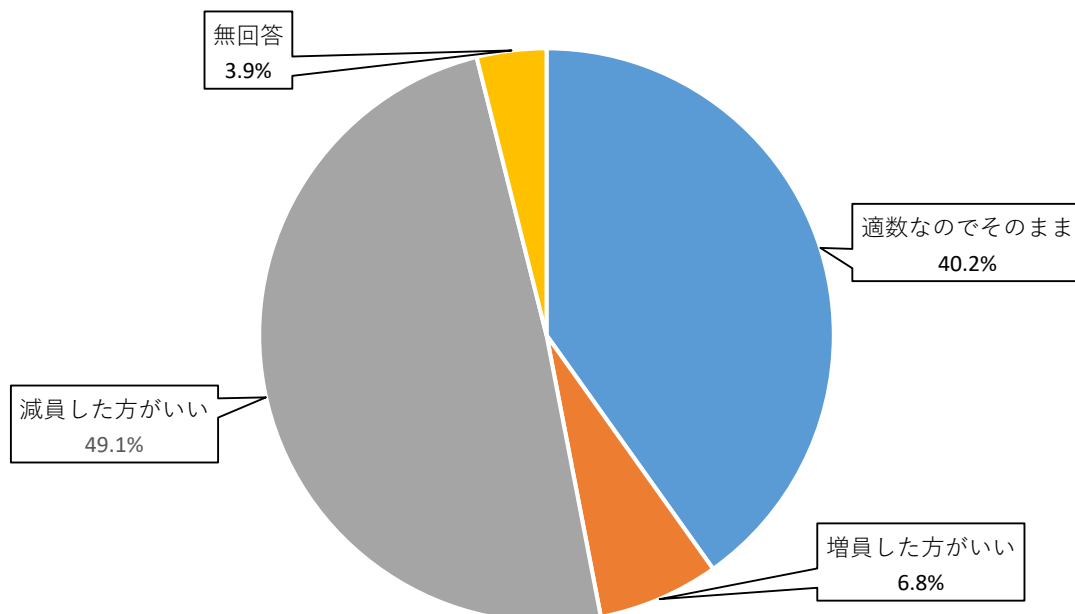
現在の定数は、平成20年4月に850人から835人に改正されたものであり、当時からの人口の推移をみると、103,278人（平成20年）から94,839人（令和2年）と8,439人も減少しており、さらに今後も減少すると見込まれている。（参考：令和2年版鹿沼市統計書）

また、令和2年度に「消防団員の定数及び入団促進の在り方に関するアンケート」を実施したところ、「適数なのでそのまま」（40.2%）、「増員した方がいい」（6.8%）、「減員した方がいい」（49.1%）と減員を希望する団員が約半数に上る結果となり、『入団すると辞められず、いつ退団できるか分からない状況が入団勧誘の障害になっている。』などの意見が多くあったことなどを踏まえ、消防団員定数の適正化に向けた見直しを実施し、消防団員の入団促進につなげる。

結 果	
団員数	792名
回答数-(無回答数)	761名 (31名)
回答率	96.1%

○ 消防団員数の定数について

Q1. 現在の各分団部の定数について		班長以上	団員・支援	総数	%
1	適数なのでそのまま	65	253	318	40.2%
2	増員した方がいい	13	41	54	6.8%
3	減員した方がいい	104	285	389	49.1%
4	無回答	5	26	31	3.9%



(2) 新たな組織体制への検討

平成 28 年 3 月に策定された鹿沼市消防団組織再編計画に基づき、令和 4 年度～7 年度にかけて、第 3 分団第 3 部と第 4 部、第 11 分団第 1 部と第 2 部の統廃合を実施する予定であったが、第 3 分団管轄の北押原地区については、人口は減っているものの世帯数が年々増加していること、また、第 11 分団管轄の栗野地区については、令和元年東日本台風により被害が集中した地区で、現組織体制でも災害対応しきれなかったことなどを考慮すると、消防車両や詰所等を統廃合し減少させることが、近年の多発化・激甚化している災害に即した計画なのかどうかを検討することが必要である。

そのため、本市の社会情勢や自然条件、地域の実情等を踏まえ、新たな組織体制の構築のための検討を図る。

北押原地区の人口と世帯数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
人口	11,333	11,243	11,149	11,096	11,070
世帯数	3,958	3,955	3,983	4,007	4,116

参考：鹿沼市統計書

令和元年東日本台風による浸水状況



第 11 分団第 1 部・第 2 部の詰所（口栗野）

第2節 消防団員の処遇改善

(1) 報酬等の改善

年額報酬と出勤手当の見直しをする。

年額報酬については、即応体制を取るために必要な作業や消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額であるか検討を行う。

出勤手当については、現在の費用弁償としての支給から、団員の活動に対する対価として支給することの法的性格を踏まえ、出勤に応じた報酬制度を創設することを検討すること、また、災害（火災・風水害等）に関する出勤手当は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000円～8,000円程度の額を、標準的な額とすること、及び災害以外の出勤手当についても、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、均衡のとれた額となるよう検討を行い改善を図る。

(2) 報酬等の支払い方法の改善

現在、報酬及び費用弁償は各分団経由で団員個人に支給しているが、透明性の観点から適切ではなく、また、直接支給することにより各分団長が高額な現金を扱う必要がなくなり負担が軽減され、さらには各団員個人の士気向上につながることを踏まえ、支払い方法を直接支給に変更する。

(3) 福利厚生の充実

消防団員は公務災害等補償制度や退職報償金制度が完備されているほか、福祉共済制度への加入や各種表彰制度、互助会制度等の福利厚生が図られており、引き続きこれらの充実に努めていく。

(4) 消防団サポート店の拡充

消防団員とその家族の福利厚生の向上を図るとともに、地域全体で消防団活動を応援し、理解を深めることを目的に実施している「鹿沼市消防団サポート店事業」について、団員のニーズに応じて、店舗数拡大や利活用促進に向けて努めていく。



表示証



サポートカード

第3節 消防団に対する理解の促進

(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解の促進

関東・東北豪雨や令和元年東日本台風、それ以外の局地的な風水害においても、消防団は警戒段階から危険が予測される箇所へのパトロールなどに出動し、異常を察知すればいち早く避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。また、大規模な林野火災において、住家への延焼を防ぎ、人的・物的被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要があり、常備消防だけでは到底対応できない。

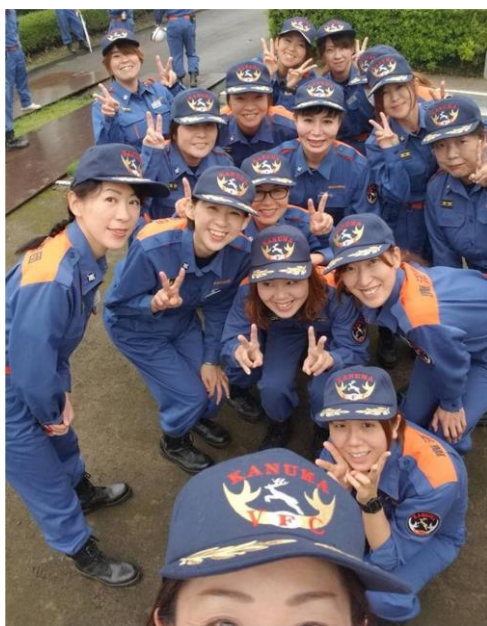
このように、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な地域防災の要であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられていることから、消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な認識、理解を促進していく。

(2) 消防団全体のイメージアップ

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要である。

しかし、「訓練が厳しい」、「危険性が高い」、「多くの時間が拘束される」、「懇親会等の本来の職務以外の活動が多い」など消防団に対する悪いイメージが先行している状況があるため、消防団本来の活動とそれに伴う充実感や達成感、消防団員同士の連帯感等の魅力、また、多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく。

笑顔ある充実の活動



県総合防災訓練参加・さつきマラソン参加・小学校での防災教室（親子で放水）

第4節 消防団員の加入促進

(1) 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報の展開

市ホームページ、団 Facebook、市広報紙、ケーブルテレビや機関紙などの広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを、写真や動画で掲載したり、団員の報酬等についても掲載したりするなど、多くの市民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行う。



NHK の取材を受けている様子



鹿沼 CATV の放送の様子



入団募集チラシ（男性・女性・学生）

(2) 地域コミュニティとの連携

消防団員による勧誘活動には限界があることから、自治会等の地域コミュニティからの情報提供や協力を得ながら消防団員の確保に努めていく。また、消防団と地域コミュニティとの連携強化を図りながら、地域事業等を通じた勧誘活動を実施していく。

(3) 幅広い市民の入団促進

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。当該層の入団を促進するため、各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に積極的な入団促進を行う。

ア 被用者の入団促進

被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、「消防団協力事業所表示制度」を活用し働きかけを行う。また、市町村域を超えて通勤等する団員もいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、本市が主体となるだけでは限界があることから、国、県と連携を図りながら促進していく。

イ 大学生等の入団促進

大学生等は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、全国的に見ても増加傾向にあることから、本市でも「鹿沼市学生消防団活動認証制度」を平成 30 年 4 月から施行している。消防団を通じて地域に貢献した実績「学生消防団活動認証状」を提出して、就職活動時に企業へアピールできる学生消防団員のメリットや、消防団経験者を採用することで事業所の災害対応能力の向上が期待される企業側のメリットを前面に出し、県内の大学や専門学校等と連携を図りながら、さらに入団を促進していく。

ウ 将来の担い手の育成

地域防災力の向上のためには、災害活動する大人だけではなく、幼い頃からの防災教育の充実が重要であることから、女性団員による保育園、幼稚園での派遣型防災教室の実施や、小学校等へ管轄する分団による地域防災の授業を引き続き行っていく。

また、消防団 PR フェスタを開催し、幼少期からの防災の意識付けを行うとともに、消防団を少しでも身近な存在であると感じてもらい、未来の消防団員の担い手を育成していくことに努める。



保育園での防災教室（着衣着火・ストップドロップ&ロールの指導）



小学校での防災教室（消防団車庫や資機材の説明・防火衣装着体験）

第5節 女性消防団員の活躍推進

（1）女性消防団員の加入促進

男性の団員が全国的に減少傾向にある一方で、女性の団員数は増加傾向にあり、本市でも、平成26年4月から女性消防団員の任用を開始し、様々な分野で活躍している。

さらに女性消防団員を増員するため、より積極的に女性消防団員の活動や活躍の好事例を収集し、市民への広報活動を強化する。

（2）多様な活動の推進

各種イベント時の救急救命啓発活動や毎月実施している防火防災広報、保育園・幼稚園の幼児向けの防災教育の他、避難所が開設された際には避難所運営を支援するなど、防災に関する活動も積極的に行っている。

これらの活動で女性消防団ならではの、ソフトなイメージや気配りの長けた点など、地域住民からの期待も高まっていることから、引き続き活動の躍進に努め、さらには、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるように努める。



心肺蘇生法・AED使用方法指導



市避難所開設運営訓練に参加

第6節 平時の消防団活動のあり方と負担軽減

(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠である。

そのため訓練は必須であり、いわば消防団活動の基本ともいうべきものである。

近年の頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が市民の避難誘導・支援や逃げ遅れた方の救命ボートによる救助活動を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。



水害を想定した災害図上訓練



消防団車両による避難誘導訓練

(2) 消防操法本来の意義の徹底

消防操法は、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い市民の消防団への入団の阻害要因となっているという指摘もある。

操法訓練の実施に当たっては、消防技術の習得と災害現場での安全性の向上といった操法本来の意義を徹底していく。

また、操法大会については、(公財)日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直しをするという方向で検討していることから、本市消防団としても、全国大会の見直しの状況を踏まえつつ検討を行う。例えば、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、また、順位をつけない発表会形式として、過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられる。

(3) 消防団事業の簡素化・教育訓練の見直し

消防団が果たす役割が多様化する中、必要な知識・技術を習得するための教育訓練等のほか、消防団施設、車両の維持管理や地域事業への参加協力、定例会等、消防団は様々な活動を行っており、これらの活動による本業への悪影響が懸念されており、消防団員の負担軽減が課題となっている。

仕事や家事、育児、介護、地域事業等で多忙な消防団員にとって、消防団事業の簡素化は非常に重要なことであるため、各種訓練等を適時見直し、訓練時間の短縮や簡略化、効率的で効果的な訓練方法などを検討し、負担軽減を図る。

(4) 消防団施設・資機材の整備及び整理

消防団の車庫や車両は老朽化が進んでおり、維持管理を担う消防団員の負担は増加しつつあることから、計画的な更新整備を行いつつ、組織の統廃合等で不要となった施設については、自治会の防災倉庫などへの利活用や、利活用できない場合は老朽化に伴う倒壊や部位破損による落下などの恐れもあるため、不要施設の解体などの整理を実施する。

第7節 消防団員の安全確保対策

(1) 装備等の充実強化

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要である。特に、多発化・激甚化している豪雨災害に対応するための水防資機材や、高温多湿な環境下での活動により発症の恐れのある熱中症対策の装備品など、消防団員の安全な活動を確保するための装備等の充実強化を進める。

(2) 安全管理教育の拡充

消防団員に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要不可欠であり、また、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、消防団員の知識や技術向上に資する取り組みを充実させる。

また、こうした教育・研修の機会においては、消防団や消防本部のみの対応にとどまることなく、地域防災に関係する研修等を行っている防災部局との連携を図っていく。

第8節 地域コミュニティとの連携

(1) 地域コミュニティとの連携強化

分団長等の幹部消防団員は、地域の各種団体の役職を担うとともに、多くの消防団員が地域行事等の実働部隊として積極的に参画している。引き続き、各種団体と消防団の現状や課題等の共有化を図りながら、地域コミュニティとの連携強化を推進していく。



市・県・警察・建設業協会などと協働で土砂災害危険箇所や重要水防箇所の点検を実施

(2) 自主防災組織等との連携

自主防災会等の市民主体の防災組織の設立が進んでおり、地域防災力の更なる向上が図られている。自主防災会等の知識や技能の習得、活動体制の充実を進めるために、自主防災会や婦人防火クラブ等の関連団体と連携した訓練や災害活動の強化を図っていく。

(3) 地区防災計画策定への参画

激甚的な災害から市民の命を守るためには、行政「公助」だけではなく、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」と連携し、備え、早めの対応が必要となる。これらを実現するため、地域住民が自ら作り上げる「地区防災計画」の策定に積極的に参画し、地区全体で防災に取り組むよう推進する。



危険箇所把握のためにまち歩きを実施



まち歩き防災マップの作成

第9節 その他の施策

(1) 支援団員制度の充実

消防団員経験者による「支援団員制度」を平成14年度から導入し、基本団員の指導育成や支援活動、平日昼間の災害に対する迅速な初期対応を行っている。

被用者団員の増加や雇用形態の多様化等によって、災害発生時に迅速な参集が難しい消防団員も増えていることから、支援団員の所属や定員、任務、教育訓練等について見直し、機能強化を図っていく。

(2) 消防団協力事業所表示制度の拡充

地域の消防防災力の充実強化の推進を目的に、「消防団協力事業所表示制度」を平成19年度から導入している。

事業所等において消防団活動への理解を得ることは、消防団員の活動環境を整える観点から重要であり、本制度の認知度を高めながら、その拡充策を検討していく。

(3) 消防団サポート店事業の拡充

消防団員とその家族に対して、割引などの一定の優遇措置を提供する市内の事業所を認定し、消防団員等がこれらを積極的に利用することで、福利厚生の実現、地域の活性化に繋げていく「鹿沼市消防団サポート店事業」を平成26年度から導入している。

消防団員が活動するうえで、家族の理解は必要不可欠であり、その家族の福利厚生に繋がるサポート店事業は、消防団員の活動環境向上にもつながる事業であることから、団員の意見を取り入れつつ、本事業の拡充を図っていく。

(4) 学生消防団活動認証制度の拡充

大学生等（大学、大学院、短期大学、専門学校）が、在学中に、消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した場合において、本市がその功績を認証する「学生消防団活動認証制度」を平成30年度から導入している。

認証を受けた大学生等は、就職活動のときに交付された証明書を企業等に提出し、自己PRに活用することができる。

学生等は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、さらには地域貢献の実績が評価されることは学生の自信にもつながり、更なる成長を促すことが期待できることなど、学生や学校側にもメリットがあることから、県内の大学や専門学校等と連携を図り、本制度の拡充を図っていく。

(5) 表彰制度の充実

消防団員にはその勤務状況や勤続年数、功績等に応じた表彰制度のほか、特に優秀・優良と認められる分団に対する表彰制度を設けている。これらの評価や選考方法の透明性を確保しながら、消防団員の士気高揚を図っていく。

(6) 消防団 PR フェスタ

市民に対する消防団の理解促進と、消防団員確保対策を目的とし、特に未来の消防団の担い手となる子供たちには、幼少期から消防団や防災に触れる事で消防団への興味関心を持ってもらい、中長期的な確保対策事業として開催している。併せて、常備消防と協働で開催し、消防本部、消防団のイメージアップ効果を図るシナジーイベントとして開催する。



平成 25 年度 消防まつり



平成 30 年度 消防団 PR フェスタ

鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 鹿沼市消防団の運営における諸課題の適正化等について検討し、施策等の実施に向けた基本方針案を策定するため、鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 消防団員の定数に関すること
- (2) 組織再編計画(第2期)の再検討に関すること
- (3) 消防団員の報酬等の基準に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する(28人以内)委員をもって組織する。

- (1) 消防団本部の正副団長・分団長及び女性部長
- (2) 消防長、消防署長及び地域消防課長
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあつては消防団長の職にある者を、副委員長にあつては消防団副団長の職にある者をもってそれぞれ充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱及び任命の日から令和4年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消防本部地域消防課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

鹿沼市消防団報酬等適正化検討委員会名簿

(順不同、敬称省略)

No.	氏 名	所属及び役職	摘 要
1	伊 藤 金 治	鹿沼市消防団長	委員長
2	小 太 刀 昭	鹿沼市消防団副団長	副委員長
3	吉 澤 辰 治	鹿沼市消防団副団長	副委員長
4	高 橋 努	鹿沼市消防団本部分団長	
5	小 林 紀 雄	鹿沼市消防団本部分団長	
6	野 中 俊 克	鹿沼市消防団本部分団長	
7	柴 田 誠 一	鹿沼市消防団本部分団長	
8	大 貫 孝 之	鹿沼市消防団本部分団長	
9	遠 藤 弘 之	鹿沼市消防団本部分団長	
10	松 澤 吉 継	鹿沼市消防団本部分団長	
11	三 品 卓 也	鹿沼市消防団第1分団長	
12	松 島 清 文	鹿沼市消防団第2分団長	
13	斎 藤 優 貴	鹿沼市消防団第3分団長	
14	稲 川 博 一	鹿沼市消防団第4分団長	
15	石 原 裕 一	鹿沼市消防団第5分団長	
16	神 山 浩 保	鹿沼市消防団第6分団長	
17	酒 井 一 憲	鹿沼市消防団第7分団長	
18	渡 邊 勉	鹿沼市消防団第8分団長	
19	羽 鳥 信 也	鹿沼市消防団第9分団長	
20	小 野 崎 隆 光	鹿沼市消防団第10分団長	
21	小 曾 戸 庸 忠	鹿沼市消防団第11分団長	
22	小 杉 嘉 博	鹿沼市消防団第12分団長	
23	小 保 方 久 夫	鹿沼市消防団第13分団長	
24	横 尾 光 広	鹿沼市消防団第14分団長	
25	佐 藤 教 子	鹿沼市消防団女性部長	
26	黒 川 純 一	鹿沼市消防本部消防長	
27	小 山 茂	鹿沼市消防本部鹿沼市消防署長	
28	臼 井 賢	鹿沼市消防本部地域消防課長	

検討経過

日 程	会 議 等	内 容
令和2年12月16日	アンケート	消防団員の定数及び入団促進の在り方に関するアンケートを全団員対象に実施
令和3年8月10日	第1回検討委員会	委嘱、趣旨・概要説明、各内容を検討、基本データ（消防団の現況、鹿沼市の現況と推移、消防団アンケート結果、組織再編計画（第2期）と該当分団の現況、消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書など）、各分団の意見抽出依頼
令和3年9月3日	第2回検討委員会	第1回の検討結果（定数・報酬等）及び市政策との調整を踏まえた組織再編計画（第2期）修正案・次期非常備消防充実強化プランの方針の検討、各分団の意見抽出
令和3年9月24日	第3回検討委員会	定数・報酬等・組織再編計画（第2期）・次期非常備消防充実強化プランの方針最終案への意見、方針の決定
令和3年10月11日	二役協議	定数・報酬等・組織再編計画（第2期）・次期非常備消防充実強化プランに関する今後の方向性の決定
令和3年12月3日	第4回検討委員会	二役協議の結果の定数・報酬等・組織再編計画（第2期）・次期非常備消防充実強化プランの方針の承認
令和4年1月13日	部長会議（第20回）	鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョン（案）報告及び全庁意見照会依頼
令和4年1月13日 ～1月31日	意見照会	全庁に鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョン（案）に対する意見照会
令和4年2月18日	第5回検討委員会	鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョン（案）に対する意見照会結果について協議（書面協議）
令和4年3月16日	市長決裁	鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョンの決定
令和4年3月25日	部長会議（第22回）	鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョンの報告



鹿沼市消防団

Kanuma.City.Fire.Corps

鹿沼市消防団地域防災力充実強化ビジョン

鹿沼市消防本部

令和4年3月策定

問合せ先 鹿沼市消防本部地域消防課

〒322-0045 鹿沼市上殿町 520-1

TEL:0289-63-1156 FAX:0289-63-5520